シンニチ新春実戦セミナー2024

令和6年度税制改正(案)と 保険税務の最新動向

2024.2.17

(株) 新日本保険新聞社

「保険税務のすべて」編集長

榊原正則

TEL 06-6225-0550

FAX 06-6225-0551

〒550-0004

大阪市西区靭本町1-5-15 第二富士ビル6F Eメール sakakibara@shinnihon-ins.co.jp HP https://www.shinnihon-ins.co.jp

1. 令和6年度税制改正(案)の主なポイント

※令和6年度税制改正大綱により作成

	主な改正項目と概要	適用時期
	上の収止項目に拠安	(第7日 h.d. 24)
	○所得税・個人住民税の定額減税・令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円・個人住民税1万円を控除する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。	令和6年6月以降の源泉 徴収等、実務上できる限 り速やかに実施
個人所得課税	Oストックオプションの利便性向上 ・保管委託要件について、スタートアップ自身による管理の方法を新設 する。また、スタートアップが付与したストックオプションの場合に 年間の権利行使価額の限度額を最大で現行の3倍となる3,600万円に 引き上げる。	_
税	○住宅ローン控除の拡充(子育て支援税制の先行対応)・令和6年限りの措置として、子育て世帯等に対し、借入限度額を認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円へと上乗せする。また、床面積要件を緩和する。	
	O住宅リフォーム税制の拡充(子育て支援税制の先行対応) ・既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環 境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育 て対応改修工事を対象に加える。	
法	 ○賃上げ促進税制の強化 ・従来の大企業向けの措置について、税額控除率の上乗せ措置等の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。 ・従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の法人について、3%以上の賃上げを行ったときは、その10%の税額控除ができる中堅企業向けの措置を加える。 ・中小企業向けの教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、所定の加算措置を加え、5年間の繰越控除制度を設けた上、その適用期限を3年延長する。 	適用期限を令和9年3月 31日まで3年延長
公人課 税	○中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充・複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の 70%から 100%に拡充し、据置期間を現行の 5 年から 10 年に延長する。	計画の認定期限を令和9 年3月31日まで延長
	○イノベーションボックス税制の創設・国内で自ら研究開発した知的財産権(特許権、AI関連のプログラムの著作権)から生ずる譲渡所得、ライセンス所得のうち、最大30%の金額について、その事業年度において損金算入できることとする。	令和7年4月1日施行
	○第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税からの除外・譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、原価法または時価法のうちその法人が選定した評価方法により計算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。	_

〇交際費から除外される飲食費に係る見直し

・交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準を1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げることとした上、その適用期限を3年延長する。

適用期限を令和9年3月 31日まで3年延長

〇外形標準課税の適用対象法人の見直し

- ①前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
- ②資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

①は令和7年4月1日に施行し、②は令和8年4月1日に施行し、それぞれ同日以後に開始する事業年度から適用

〇中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)の改正

・共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする(所得税についても同様)。

令和6年10月1日以後 の共済契約の解除につい て適用

〇中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置 の延長 適用期限を令和9年3月 31日まで2年延長

- 〇中小企業等以外の法人の欠損金の繰戻し還付の不適用措置の延長
- ・中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し還付措置は平成4年度から 適用停止中だが、この不適用措置の適用期限を延長する。

適用期限を令和8年3月 31日まで2年延長

資産課税

法人課税

〇法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長

○個人版事業承継税制の事業承継計画の提出期限の延長

提出期限を令和8年3月 31日まで2年延長

- ○直系尊属からの住宅取得等資金贈与の贈与税の非課税措置の延長
- ・対象となるエネルギー使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件を一部改正し、適用期限を延長

適用期限を令和8年 12 月31日まで3年延長

○更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備

・隠蔽・仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を重加 算税の適用対象に加える。

令和7年1月1日以後に 法定申告期限が到来する 国税から適用

〇不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備

・偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等(株式会社の発行済株式の50%超を有し、偽りその他不正の行為をした者等に限る。)は、株式会社等から徴収不足となるときに限り、株式会社等から移転した一定の財産の価額を限度として、その国税の第二次納税義務を負うこととする。

令和7年1月1日以後か ら適用

その州

●子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

- ・所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠 (遺族保障)について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行 の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる。
- ・合計適用限度額は現行の12万円から変更しない。
- ・一時払生命保険については、控除の適用対象から除外する。

左記の生命保険料控除の 改正については、令和7 年度改正において検討 し、結論を得る。

■個人所得課税

1 所得税・個人住民税の定額減税

(国税)

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

- (1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、 所得税額を限度とする。
 - ① 本人 3万円
 - ② 同一生計配偶者又は扶養親族(居住者に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。) 1人につき 3万円

(地方税)

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施する。

- (1) 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。
 - ① 本人1万円
 - ② 控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。) 1人につき1万円
 - (注) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く。)については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。

収入が低く、もともと課される税額が少ない場合や、住宅ローン控除などの適用で税額が減税額に達しないなど減税をしきれない者に対して減税を補足する「調整給付」が行われる予定。

●定額減税の内容

令和6年分所得税と6年度分の個人住民税所得割額から、納税者および配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)1人につき所得税で3万円、住民税で1万円の減税を実施する。なお、納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入の場合は2,000万円に相当)超の高額所得者は対象外となる。

●個人住民税所得割が課されていない世帯等(住民税非課税世帯も含む)は? 個人住民税所得割が課されていない世帯等は、すでに支給済みの分とあわせて1世帯当たり10万円の給付 (世帯内に扶養されている18歳以下の子がいる場合は1人当たり5万円を加算)が受けられる。

●定額減税の実施方法

令和6年6月以降の源泉徴収(所得税)等、実務上できる限り速やかに実施する。

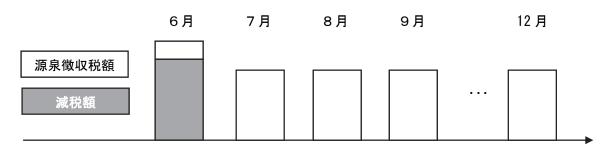
給与所得者の場合は6月の源泉徴収税額から減税を実施。住民税は令和6年6月分を徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分から7年5月分の11か月で徴収する。

●住宅ローン減税など税額控除を受ける納税者は?

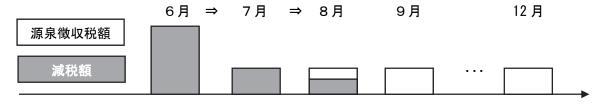
定額減税は、住宅ローン減税など税額控除がなされた後の所得税額等に対して減税する。調整給付も同様に、住宅ローン減税など税額控除後の所得税額で減税しきれない分を給付することとなる。

【給与所得者の所得税における定額減税の実施方法 (案)】

- 賞与を含む給与収入については、主たる給与支払者の6月の源泉徴収税額から減税を実施。
- 減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、源泉徴収税額から控除する税額を決定。
- 年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整(または確定申告)で対応。
- 1. 令和6年6月の源泉徴収税額が減税額(1人あたり所得税3万円)以上の場合(1か月で控除)



2. 令和6年6月の源泉徴収税額が減税額(1人あたり所得税3万円)以下の場合(1か月以上) 6月に引き切れなかった額は7月以降、順次控除



2. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

① 個人で、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者(以下「子育て特例対象個人」という。)が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得(以下「認定住宅等の新築等」という。)をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4, 500 万円
省エネ基準適合住宅	4, 000 万円

- ② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。
 - (注1)「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。
- (注2)「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が 行われたものをいう。
- (注3) 上記①及び②について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

2024(令和6)年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件についての措置



※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

(出典:国土交通省税制改正概要より)

3. 既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る所得税の特例措置を新たに講じる。

- (1) 現行の措置を2年間(令和6年1月1日~令和7年12月31日)延長する。
- (2) 子育て世帯等(※1) が子育てに対応した住宅へのリフォーム(※2) を行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%等(※3) を所得税から控除する。(適用期限:令和6年12月31日)

対象工事		対象工事限度額	最大控除額(対象工事)	
耐震		250万円	25万円	
	バリアフリー	200万円	20万円	
	省エネ	250万円(350万円)	25万円(35万円)	
三世代同居		250万円	25万円	
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)	50万円(60万円)	
及物度及任七化	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)	
子育て [拡充]		250万円	25万円	

- ※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」
- ※2 ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性 を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事 (一定のものに限る。)
- ※3 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除
- ※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

■子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

※令和7年度税制改正において検討。

【現状及び問題点】

- 〇生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払保険料の中から、一定額の所得控除が可能。
- ○遺族保障は、将来の遺族の生活費やこどもの教育費用への備えとして重要であり、また、人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要である。
- 〇こうした状況下において、**生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなもの**となっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

令和6年度の与党税制改正大綱では、「第一 令和6年度税制改正の基本的考え方」において、扶養控除等の見直しと併せて行う子育て支援に関する政策税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得るとしている。

- ・所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずる。
- ・一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の 適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。
- ・一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

【検討の方向性 (イメージ)】

 有扶23 す養歳る親未場方の
 「所得控除限度額」所得税:12万円・地方税:7万円 所得税:6 万円地方税:2.8万円
 所得税:4 万円地方税:2.8万円
 所得税:4 万円地方税:2.8万円

※また、一時払生命保険については、控除の適用対象から除外

(出典:金融庁「令和6(2024)年度税制改正について」より)

■法人課税

1. 賃上げ促進税制の見直し

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制を強化する。

- (1) 常時使用従業員数 2,000 人超の大企業について、現行の賃上げ率の要件は維持しつつ、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件(5%、7%)を創設する。
- (2) 常時使用従業員数 2,000 人以下の企業を新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備。
- (3) 中小企業の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかった分を5年間にわたって繰り越すことを可能とするとともに、雇用の環境を改善するため、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与する。
- (4) 教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、適用要件を緩和。
- (5) 子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度 (「くるみん」「えるぼし」) を活用し、控除率の上乗せ措置を講じる。
- (6) 適用期限を3年延長。

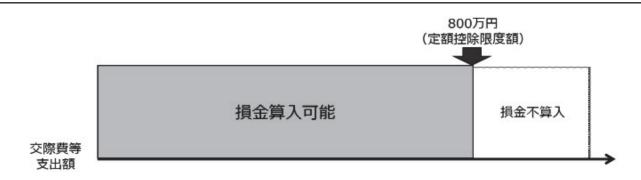
	継続雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援 【新設】 * 1	合計控除率 【最大 35%】
大企業 【見直し後】	+ 3 % (+ 3 %) + 4 % (+ 4 %) + 5 % (-) + 7 % (-)	10% (15%) 15% (25%) 20% (-) 25% (-)	+5% (+5%)	+5% (-)	20% (20%) 25% (30%) 30% (-) 35% (-)
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援 【新設】 * 2	合計控除率 【最大 35%】
中堅企業【新設】	+ 3 % (+ 3 %) + 4 % (+ 4 %)	10% (15%) 25% (25%)	+5% (+5%)	+5% (-)	20% (20%) 35% (30%)
	継続雇用者 給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍 子育て支援 【新設】 * 3	合計控除率 【最大 45%】
中小企業	+1.5% (+1.5%) +2.5% (+2.5%)	15% (15%) 30% (30%)	+10% (+10%)	+5% (-)	30% (25%) 45% (40%)

- * 1 プラチナくるみん or プラチナえるぼし、* 2 プラチナくるみん or プラチナえるぼし三段階目以上
- *3 くるみん or えるぼし二段階目以上
- ・カッコ内は現行。・中小企業の繰越控除を新設5年を新設。・控除上限: 当期の法人税額の 20%
- ・教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の50%以上との要件を追加

2. 中小法人の交際費課税の特例の拡充及び延長

交際費等の損金不算入制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- (1) 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下(現行:5,000円以下)に引き上げる。
- (2) 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長する。
 - (注)上記(1)の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用する。
- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人 については定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金算入することが可能。
- 販売促進手段が限られている中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費である。



【現行制度の概要】

- (1) 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入。
 - (注)飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支 出する費用(いわゆる社内接待費)を含まない。
- (2) 中小法人に係る損金算入の特例について、上記(1)との選択適用。

	資本金等の額が 100 億円超の法人	_
損金算	資本金等の額が1億円超で100億 円以下の法人	接待飲食費の 50%を損金算入
額	中小法人(資本金等の額が 1 億円 以下) ※大法人の子会社等を除く	① 定額控除限度額(年 800 万円)まで損金算入 ② 接待飲食費の 50%を損金算入 ⇒上記①と②は選択

「交際費等」とは?

交際費、接待費、機密費その他の費用。

得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

※1人当たり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

少額減価償却資産の特例(中小企業者等(常時使用する従業員の数の要件は 500 人以下)が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入(即時償却)を認める制度)について、対象法人から電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外した上、その適用期限を2年延長する(適用期限の延長は、所得税についても同様)。

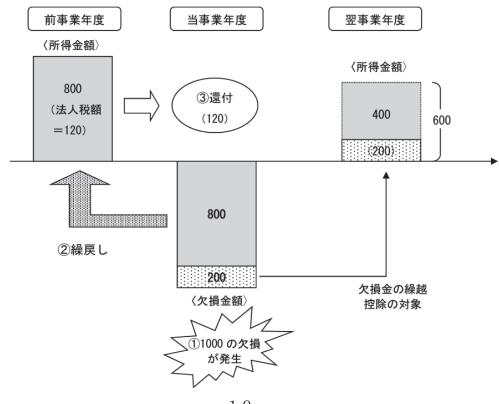


- ※ 1 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産は、3 年間で毎年 1/3 ずつ損金算入することが可能。
- ※2 本則についても、適用対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産が除かれる。
- ※3 従業員数については、中小企業者は500名以下、出資金等が1億円超の組合等は300 名以下が対象となる。

4. 中小企業等以外の法人の欠損金の繰戻し還付の不適用措置の延長

中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し還付措置は平成4年度から適用停止中だが、この不適用措置について、適用期限を令和8年3月31日まで2年延長する。

【参考】「欠損金の繰戻し還付措置」の仕組み



5. 中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)の改正

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する 共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする(所得税についても同様)。

(注)上記の改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用する。

【経営セーフティ共済のポイント】

1. 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられる。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額となる。

2. 取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができる。

3. 掛金を損金、または必要経費に算入できる

掛金月額は5,000円~20万円まで自由に選べ、増額・減額できる。また確定申告の際、掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できる。

4. 解約手当金が受けとれる

共済契約を解約した場合は、解約手当金を受け取れる。自己都合の解約であっても、掛金を 12 か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40 か月以上納めていれば、掛金全額が戻る(12 か月未満は掛け捨てとなる)。

6. 外形標準課税の適用対象法人の見直し(事業税)

外形標準課税の対象法人数の減少を踏まえ、課税対象を中小企業やスタートアップに広げるのではなく、大企業の減資や100%子法人等への対応として、以下(1)(2)の見直しを講ずる。

- (1)対象法人について、現行基準を維持した上で(外形標準課税の対象外である中小企業・スタートアップは、引き続き対象外)、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。
 - (注)令和7年4月1日施行予定。
- (2) 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等(当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。)の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは原則、外形標準課税の対象とする。ただし、産業競争力強化法の改正を前提に、同法による認定を受けた事業者がM&Aを通じて買収した100%子法人等については、5年間対象外とする。また、新たに外形標準課税の対象となる法人について、従来の課税方式で計算した税額を超えた額のうち、一定の額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する(2年間の経過措置)
 - (注) 令和8年4月1日施行予定。

■資産課税

1. 法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を令和6年3月末まで2年延長する。

※令和9年12月末の適用期限については、今後とも延長を行わないと明記。

2. 個人版事業承継税制の事業承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を令和6年3月末まで2年延長する。

●個人版事業承継税制

青色申告に係る事業(不動産貸付業等を除く)を行っていた事業者の後継者として円滑化法の認定を受けた 者が、令和10年12月31日までに贈与又は相続等により特定事業用資産を取得した場合は、

- ①その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の 納税が猶予され、
- ②後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除される。



(出典:経済産業省「令和6(2024)年度税制改正について」より)

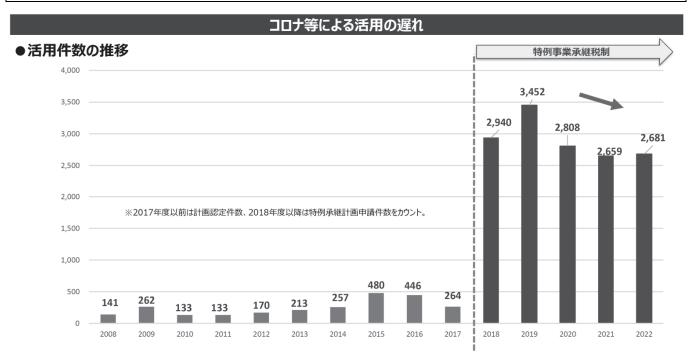
(留意点)

法人版事業承継税制の適用を検討する場合には、計画的な承継である贈与で計画することが一般的である。 贈与の場合には、後継者の要件として「**贈与日まで引き続き3年以上にわたり対象会社の役員であること**」 が求められる。引き続きということは、贈与日まで3年間継続して対象会社の役員であることが必要となる。 本制度の適用期限は2027(令和9)年12月31日であるから、2024(令和6)年12月31日までに後継者

が対象会社の役員とならなければ、適用を受けることができないことに留意が必要。

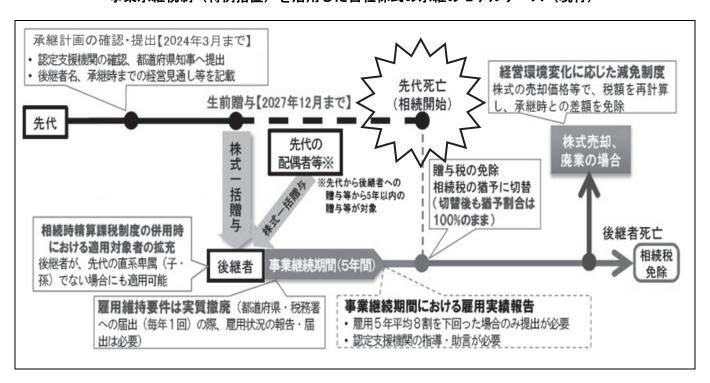
(参考) 事業承継税制の活用状況

- ・事業承継税制は、地域の経済や雇用を支え、成長を志向する中小企業に多く活用されている。
- ・特例承継計画(法人版の活用件数は、コロナ禍前 2018・2019 年)は増加したもののコロナ禍 2020 年~2022 年)は落ち込んだ。急激な経営環境の変化により、中小企業の事業承継の検討が遅れている。



(出典:経済産業省「令和6(2024)年度税制改正について」より)

事業承継税制(特例措置)を活用した自社株式の承継のモデルケース(現行)



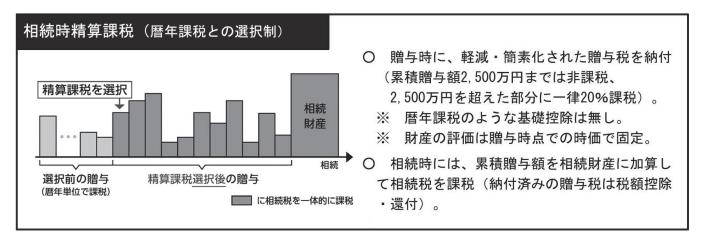
2. 生前贈与の改正がスタート!

1. 相続時精算課税制度の見直し

【相続時精算課税制度】

原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の直系卑属(子または孫など)に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度

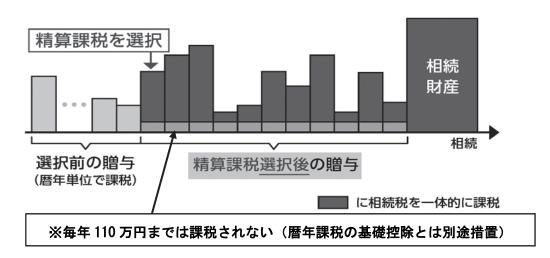
《改正前》



【改正後】

(1) 相続時精算課税における基礎控除の創設

その年分の贈与税については、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できる。 相続時精算課税選択後も、毎年 110 万円以下の贈与については贈与税申告が不要。



(2) 災害により被害を受けた場合の再計算の導入

相続時精算課税の適用を受けた贈与財産が一定の土地又は建物である場合において、それが災害により 一定の被害を受けた場合には、相続税額の計算においてその土地又は建物の評価額を再計算できる。

(3) 適用

- (1)は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。
- (2) は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用。

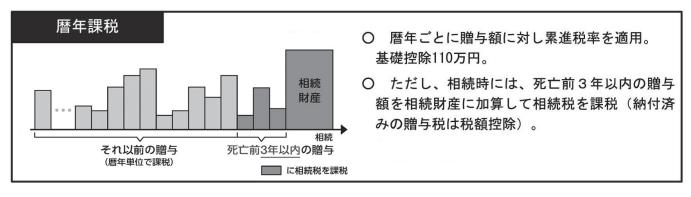
2. 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し

【贈与財産の加算と税額控除(暦年課税)】

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内(死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間)に暦年課税に係る贈与によって取得した財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算する。

その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除される。

《改正前》



【改正後】

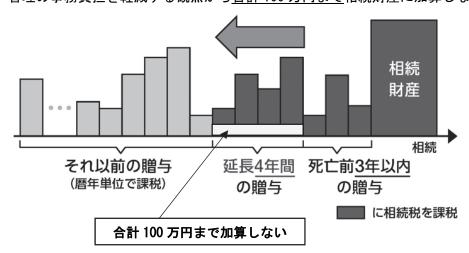
相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内(現行:3年以内)に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額(当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算する。

(1) 持ち戻し加算期間の延長

相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間を3年から7年に延長。

(2) 相続財産に加算しない金額の創設

延長した4年間(相続開始前3年超7年以内)に受けた贈与については、過去に受けた贈与の記録・ 管理の事務負担を軽減する観点から合計100万円まで相続財産に加算しない。



(3) 適用

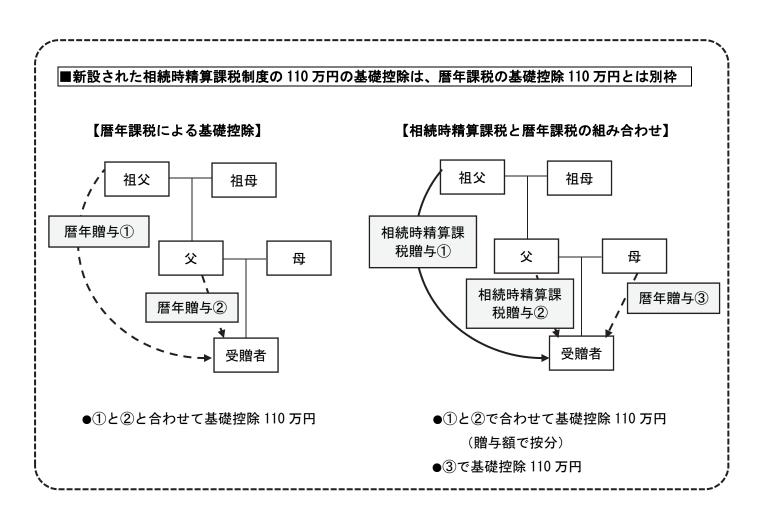
令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用。

《ポイント》

●相続開始日が令和9年1月1日以後、加算期間は順次延長され、加算期間が7年となるのは令和13年1月1日以後となる。令和8年12月31日以前に相続開始の場合には加算期間は3年であり、改正の影響を受けない。

相続開始日	加算期間
令和8年12月31日まで	3年
令和9年1月1日~	3年超 7年未満
令和 12 年 12 月 31 日まで	※令和6年1月1日以後相続開始日までの贈与
令和13年1月1日から	7 年

●加算期間の延長により、これまで以上に早期の資産の移転、及び贈与を受けた記録の管理が重要となる。



暦年課税と相続時精算課税の比較(令和6年1月1日施行分)

	暦年課税(相法 21)	相続時精算課税(相法 21 の 9)
贈与者	制限なし	親、祖父母
受贈者	制限なし	子、孫
贈与者の年齢	制限なし	贈与の年の1月1日現在で 60歳以上
受贈者の年齢	制限なし	贈与の年の1月1日現在で 18 歳以上
控除額	年間 110 万円の基礎控除額	累計で 2,500 万円の特別控除額 十 年間 110 万円の基礎控除額
控除額を超えた場合の 贈与税額	超過累進税率(10~55%)	一律 20%
贈与税の申告	110 万円を超えたら申告	金額に関わらず、贈与税申告書を提出 年間 110 万円の基礎控除あり
相続時の財産に加算	相続開始前3年以内に 贈与を受けた財産 相続開始前 <u>7年以内</u> に 贈与を受けた財産 ※延長された4年間の贈与について は、総額100万円まで加算しない	制度適用後の贈与財産
贈与財産の加算額	贈与時の評価額(相続税評価額)	贈与時の評価額(相続税評価額) -定の土地又は建物で、災害により一定の被害を受けた場合には、相続税額の計算において評価額を再計算できる
相続税<贈与税の場合	差額分は還付されない	差額分は還付される
贈与財産からの債務控除	不可	可
物納	可	不可
その他		選択届出書の提出が必要。 (基礎控除額以下でも) 一度選択すると暦年課税には戻れない

【税理士職業賠償責任保険の事故事例 2021 年版(2020.7.1~2021.6.30)】事前税務相談業務担保特約相続時精算課税制度による年齢要件の確認を怠り、誤った助言を行ったため、相続時精算課税の適用を受けることができず、過大納付贈与税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者より不動産を父親から依頼者の名義にしたいと相談を受け、相続時精算課税の適用による 贈与の提案を行い、依頼者の父親より贈与が行われた。

相続時精算課税の適用要件は、贈与者が贈与年の1月1日において60歳以上である必要があるが、依頼者の父親は、贈与時は60歳であったが、贈与年の1月1日時点では59歳であったため、相続時精算課税の適用を受けることができず、依頼者に過大納付贈与税額が発生した。

当該過大納付贈与税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

〈事故発覚の経緯〉

●税理士は、贈与税の申告書作成時に年齢要件が未確認であり、相続時精算課税の適用を受ける ことができないことに気づいて発覚した。

〈事故の原因〉

●相続時精算課税制度による贈与を受けるには、贈与者が贈与年の1月1日時点において60歳以上である必要があるが、税理士は相談を受けた時点における贈与者の年齢を60歳以上とは確認したものの、贈与者の贈与年の1月1日時点の年齢を確認することを怠ったまま相続時精算課税の適用ができると助言し、これに基づいて依頼者が贈与を実行したため。

〈税賠保険における判断〉

- ●相続時精算課税による贈与は、贈与者に相続が発生した場合には相続時精算課税による贈与財産も含めて相続税が計算されるが、依頼者の父の財産は本件贈与による財産を含めても相続税の基礎控除以内の財産となる見込であり将来相続税として課税される見込みはなかった。また、贈与年を翌年まで延期すれば相続時精算課税の適用を受けることができるとの正しい助言を受けていたとすれば贈与を翌年に延期した可能性がある。
- ●いつ時点で贈与を行えば税務上効果的か等の相談は、課税要件の事実発生前に行う税務にかかわる指導・助言に該当することから、発生した過大納付贈与税額は事前税務相談業務担保特約の保険金支払い対象となった。

〈支払保険金〉

●過大納付贈与税額約 75 万円を認容損害額とし、免責金額 30 万円を控除した約 45 万円が保険金として支払われた。

《参考》事前税務相談業務担保特約

主契約の「税務相談」には該当しないが、「顧客の求めに応じて、将来的な課税要件事実の発生を前提とする 個別の税額計算等に関する事項の相談を行う業務 (=事前相談業務)」により、損害賠償請求を受けた場合に 保険金が支払われる。

国税庁「令和5年度 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」より

■相続時精算課税の改正に関するQ&A

- 《問1》相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。
- 《答1》相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税 選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。

- 《問2》私は相続時精算課税を選択しており、令和6年中に特定贈与者である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額(110万円)以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。
- 《答2》令和6年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下ですので、 令和6年分の贈与税の申告は必要ありません。

■加算対象期間等の見直しに関するQ&A

《問》夫は、令和10年4月1日に亡くなり、長男と長女は相続により財産を取得しました。

長男と長女が夫から生前に贈与(暦年課税)により取得していた財産の価額は次のとおりです。これらの財産の価額は夫の相続財産にどのように加算されますか。

贈与年月日 ①令和5年4月1		②令和6年3月10日	③令和7年3月15日	④令和7年5月20日	⑤令和8年5月15日
長男	200 万円	200 万円	100 万円	100 万円	200 万円
長女	200 万円	150 万円	300 万円	200 万円	200 万円

《答》お尋ねの場合、相続開始日が令和10年4月1日のため、加算対象期間は令和6年1月1日から相続開始日までの間となります。したがって、②から⑤までの贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。

なお、この加算の対象となる財産のうち相続開始前3年以内の贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。 したがって、各人の相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、次のとおりです。

[相続開始前3年以内の贈与以外の贈与財産] [相続開始前3年以内の贈与財産]

また、①の贈与により取得した財産の価額については、令和5年12月31日以前の贈与のため、相続税の課税価格に加算されません。

生前贈与と相続・相続税

●民法 第903条 (特別受益者の相続分)

共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

- 2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
- 3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

【設例】相続人は長男と次男の2人。

法定相続分は2分の1。父親の遺産が1億円であれば、それぞれ5,000万円を相続する。

ところが、長男が被相続人である父親から生前に2,000万円の財産を贈与されていた。

そこで、2,000万円の生前贈与分を遺産額(1億円)に加え、これを法定相続分で配分した後、長男の相続分から特別受益(贈与分)を差し引いて相続分とする。

その結果、

長男 6,000万円-2,000万円=4,000万円

次男 6,000万円

●民法 第1044条(遺留分を算定するための財産の価額)

贈与は、相続開始前の1年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留 分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にしたものについても、同様とす る。

- 2 第904条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。
- 3 相続人に対する贈与についての第一項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは「10年」と、「価額」とあるのは「価額(婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。)」とする。

		相続開始前7年以内の贈与 (相続税法第19条)	特別受益の持ち戻し (民法第 903 条)	遺留分算定の基礎財産 (民法第 1044 条)
期	間	相続開始前7年以内	期間の限定はない	原則として 10 年以内
価	額	贈与時の評価額	相続時の評価額	相続時の評価額
₹0	D他		他の相続人が主張しなければ特 別受益を考慮する必要はない。	他の相続人が主張しなければ特 別受益を考慮する必要はない。

相続時精算課税か、暦年課税か

【基本】個々の状況によりお客さまが判断する

●贈与者の健康状態に不安がなければ…

当初は暦年課税、その後、精算課税に移行する 持ち戻し加算の対象にならないと思われるうちに、贈与税を払ってでも財産の移転を進める

- ●暦年課税の持ち戻し加算対象の対象者の範囲は「相続又は遺贈により財産を取得した者」
 - 一代飛ばして孫への暦年課税による贈与を検討する 祖父の代と親の代の2回の相続税を回避することができる。
- ●相続税の基礎控除額以下の財産を保有している層

精算課税により多額の生前贈与を行う場合は、特別控除額を超えて贈与税が発生したとして も、相続時に贈与税額の還付を受けられる

●収益物件を保有している富裕層

親の所有する収益物件を精算課税により贈与することで、親の所得税負担を軽減し、収益は子の所得となり、その収益は親の相続財産とはならない

【注意点】

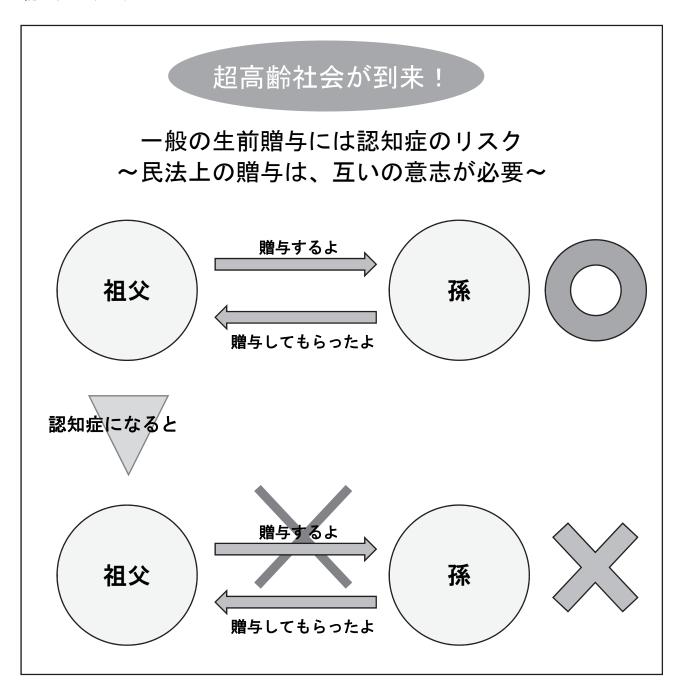
1. 精算課税を選択すると、それ以後の贈与は年間 110 万円の基礎控除を除くすべてを相続財産に加算する必要がある。

相続税の調査により、贈与税の除斥期間(6年)を経過したみなし贈与財産など、予期せぬものが贈与と認定された場合には、その財産は相続財産に加算されることになる。

2. 精算課税には、「小規模宅地等の特例」は適用できない。

生前贈与のリスクとは?

- 1. 贈与の証拠づくりを確実に
 - ① 現金の流れをはっきりと
 - ② 贈与契約書を作成する
 - ③ 贈与税の申告と納税
- 2. 認知症のリスク

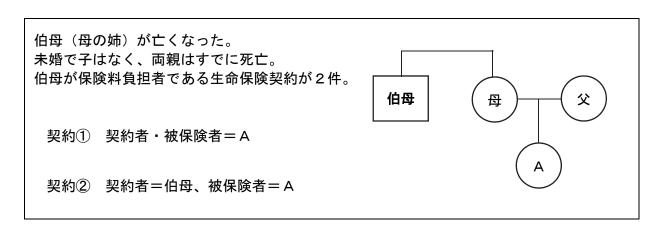


■こんな質問が…

①生命保険契約の権利は、みなし相続財産となる場合と本来の相続財産になる場合があるのか?

《ポイント》

遺産分割の対象となるのかどうか?



②契約者が子供である契約の一時払保険料相当額を父親の口座から子供の口座に振り込み、子供の口座から保険料が支払われると、一時払保険料が父親から子供への贈与となるか?

《ポイント》

保険料負担者はだれなのか

③契約者(保険料負担者)が父親、年金受取人が子供という個人年金保険契約で、 年金が開始すると年金受給権が贈与税の課税対象となるが、この場合、贈与契約 書は必要か?

《ポイント》

民法上の贈与か税法上のみなし贈与か

民法上の贈与とは?

●贈与は「契約」です

贈与者と受贈者の間で、贈与するもしくは受贈するという意思の合致がある贈与

民法第549条(贈与)

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

したがって、親が自分の預金からお金を引き出して子供名義の預金口座に振り込んだとしても民法の解釈 からすれば有効な契約が成立していない(当事者間における意思の合致がない)ことになるので、贈与は成立しないことになる。

その結果、子供名義の口座に振り込まれた金銭は親の『名義預金』ということになる。

当事者間における意思の合致の証拠書類としては、贈与契約書の存在が重要となる。

贈与課税の認定において、贈与契約書があれば贈与が成立していることの有力な証拠となることから、税務署も契約書の有無を確認する。

●書面によらない贈与はどうなのか?

口約束は取り消せる

民法第550条(書面によらない贈与の解除)

書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

民法上、契約自体は、当事者が合意すれば口頭でも成立することになっているので、**契約書の作成が贈与契約の成立要件ではない**。

ただし、口頭での贈与は、本当に意思の合致があったのかについて後日争いが生じる可能性が高く、真偽の 判断がし難いためこのような規定が設けられたと考えられている。

贈与に関する民法の条文

民法(債権関係)の見直しについて、平成21(2009)年10月からの審議を経て、平成27(2015)年3月31日に閣議決定・法案提出され、平成29(2017)年5月26日に改正法が成立、令和2年4月1日から施行されている。その中で贈与関係についても一部改正が行われている。

現行	(贈与) 第549条 贈与は、当事者の一方が <u>ある</u> 財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾 をすることによって、その効力を生ずる。
改正前	(贈与) 第549条 贈与は、当事者の一方が <u>自己の</u> 財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受 諾をすることによって、その効力を生じる。
現行	(書面によらない贈与の <u>解除</u>) 第550条 書面によらない贈与は、各当事者が <u>解除を</u> することができる。ただし、履行の終わった 部分については、この限りでない。
改正前	(書面によらない贈与の <u>撤回</u>) 第550条 書面によらない贈与は、各当事者が <u>撤回</u> することができる。ただし、履行の終わった部 分については、この限りでない。
現行	(贈与者の <u>引渡義務等</u>) 第551条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利 <u>を、贈与の目的として特定した時の状態で引き</u> 渡し、又は移転することを約したものと推定する。 2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。
改正前	(贈与者の担保責任) 第551条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。 2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保責任を負う。
現行	(定期贈与) 第552条 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力を失う。
現行	(負担付贈与) 第553条 負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契 約に関する規定を準用する。
現行	(死因贈与) 第554条 贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に 関する規定を準用する。

(税法上の) みなし贈与とは?

相続税法においては、私法上の原因により取得した財産ではないものの、その経済的効果が実質的に贈与を受けたものと同様な場合には、税負担の公平を図るために贈与税を課すとしており、相続税法第5条から第9条の5に限定列挙されている。

●相続税法に規定するみなし贈与

第5条	生命保険契約に係る保険金
第6条	定期金給付契約に基づく定期金
第7条	低額譲渡
第8条	債務免除
第9条	無償又は著しく低い価額の支払いがあった場合
第9条の2	信託に関する権利

相続税法第5条 (贈与により取得したものとみなす場合 (生命保険金))

生命保険契約の保険事故(傷害、疾病その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものを除く。) 又は損害保険契約の保険事故(偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る。)が発生した 場合において、これらの契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によつて負担され たものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険 金(当該損害保険契約の保険金については、政令で定めるものに限る。)のうち当該保険金受取人以外 の者が負担した保険料の金額のこれらの契約に係る保険料でこれらの保険事故が発生した時までに払 い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈与により取得し たものとみなす。

(以下、省略)

※身体の障害に基因する保険金・給付金は贈与税はかからない。

みなし贈与においてもっとも重要な点は、**当事者間において意思の合致がなくても、**一方が経済的利益を 受けている場合には、課税されてしまうという点にある。

税務調査で指摘されて初めて、みなし贈与に該当することを知ったというケースも少なくない。

さらにみなし贈与の厄介な点は、受贈者がそれを認識していないため、その対策を取りようもなく、また、 後になって指摘されることが多いため、なす術もなく課税を受けるだけという点にある。

個人契約の生命保険契約税務の基礎知識

■生命保険金にかかる税金

	満期係	保険金	死亡保険金		
例	1	2	3	4	5
契約者 (保険料負担者)	夫	夫	夫	夫	夫
被保険者	夫	妻	妻	夫	妻
受取人	夫	妻	夫	妻	子
受取保険金に かかる税金	所得税	贈与税	所得税	相続税	贈与税

【ポイント1】「保険料負担者」はだれか?

例えば、収入のない「子供」や専業主婦である「妻」が契約者となっている生命保険

- ●契 約 者=妻
- ●被 保 険 者 =妻

という終身保険契約はどうか?

●保険金受取人=子

【ポイント2】生命保険の課税関係は、保険事故発生時に判断する!

保険料払込時点では、税金の問題は起きない。

名義変更時点では課税関係は生じない。

【ポイント3】被保険者ではない保険料負担者が亡くなった場合

● 「生命保険契約に関する権利」が相続税の課税対象に

生命保険契約に関する権利

【 相続税法第3条(相続又は遺贈により取得したものとみなす場合) 】

相法3①三(生命保険契約に関する権利)

相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約(一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約を除く。)で、被相続人が保険料の全部または一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるものがある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で当該相続開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

【契約例1】保険料負担者=父、契約者=被保険者=子、保険金受取人=子の妻

父が亡くなると、契約者である子供がこの生命保険契約の権利を父から相続により取得したものとみなされる。 **<みなし相続財産>**

ところで、次の契約形態の場合だったらどうなるのか?

【契約例2】保険料負担者=契約者=父、被保険者=子、保険金受取人=父

この生命保険契約に関する権利は、被相続人である父の「**本来の相続財産**」となり、相続人またはその他の者が相続または遺贈により取得することになる。(相基通3-36(1))

●財産評価基本通達 214 (生命保険契約に関する権利の評価)

相続開始の時において、まだ保険事故(共済事故を含む。この項において同じ。)が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時において当該契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額(解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額)によって評価する。

- (注) 1 本項の「生命保険契約」とは、相続税法第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合)) 第1項第1号に規定する生命保険契約をいい、当該生命保険契約には一定期間内に保険事故が発生し なかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約は含まれないので あるから留意する。
 - 2 被相続人が生命保険契約の契約者である場合において、当該生命保険契約の契約者に対する貸付金若しくは保険料の振替貸付けに係る貸付金又は未払込保険料の額(いずれもその元利合計金額とする。)があるときは、当該契約者貸付金等の額について相続税法第13条((債務控除))の適用があるのであるから留意する。

●相続税法基本通達3-35(契約者が取得したものとみなされた生命保険契約に関する権利)

法第3条第1項第3号の規定により、保険契約者が相続又は遺贈によって取得したものとみなされた部分の生命保険契約に関する権利は、そのみなされた時以後は当該契約者が自ら保険料を負担したものと同様に取り扱うものとする。

●共済金の掛金相当額は亡母が生活費等と精算したなどと主張も、実質上の負担者は亡父と認定 (令和4年10月26日付、非公開裁決) 2023年12月13日「税のしるべ」電子版

請求人らの亡母(以下、母」)が受け取った生命共済契約に基づく満期共済金について、原処分庁が、当該契約に係る掛金を負担したのは母の配偶者であるから、同人から贈与により取得したものとみなされるとして贈与税の決定処分等をしたのに対し、請求人らが、当該掛金(以下「本件掛金」)は母が支払った生活費等と精算済みであるから、本件掛金を負担したのは母であるなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人らの請求を棄却した。

- ・母は、農協との間で、契約日を昭和62年7月7日、被共済者・満期共済金受取人=母、共済期間:30年、 年払、満期日:平成29年7月6日、満期共済金額を1,000万円の養老生命共済契約を締結。
- ・掛金は、昭和62年7月7日から平成28年7月26日までの間に、父に帰属する農協の父名義の普通貯金口座から口座振替の方法により全額が支払われた。
- ・共済契約が満期となり、母は、29 年 7 月 28 日、農協の母名義の普通貯金口座に満期共済金 1,000 万円の入金を受けた。
- ・母は、平成26年分から28年分までの確定申告書には、いずれの年分にも、掛金について生命保険料控除の 適用を受ける旨が記載され、共済掛金払込証明書が添付されていた。
- ●夫の口座から振り込まれた生命保険料について、妻が保険料の支払に充てるための金銭の贈与を受けていたなどと主張も審判所は認めず

(令和4年12月13日付、非公開裁決) 2024年1月8日「税のしるべ」

原処分庁が審査請求人に、生命保険金を受贈財産とする贈与税の期限後申告に係る無申告加算税の賦課 決定処分をしたところ、請求人が同生命保険金は請求人が贈与で取得したものとみなされる財産に該当し ないとして期限後申告に係る更正の請求をした。これに対して原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通 知処分をしたことから、請求人が処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は本件保険料を負担 していた者は請求人の夫であり、本件保険金は夫から贈与により取得したものとみなされると判断した

- ・昭和62年2月7日、請求人を保険契約者、被保険者および受取人とし、X保険会社を保険者とする生命保 険契約を締結した。
- ・保険料は、その全額が請求人の夫の普通預金口座からの振替により年払で支払われた。
- ・平成29年2月7日、X保険会社は本件保険契約の満期日に請求人が生存していたことから、同日、本件保 険契約に係る満期保険金と同配当金との合計額を請求人の普通預金口座に振り込んだ。

● (みなし贈与/年金受給権に係る保険料負担者)

保険料の実質的な負担者は、特に反証がない限り、保険契約者であると事実上推定されるところ、その推定を覆すに足りる証拠はないとして、審査請求人の取得した年金受給権に係る保険料は、その夫(保険契約者)が全額を負担したものであるとされた事例(平成24年分の贈与税の更正処分及び無申告加算税の賦課決定処分並びに更正の請求に対してされた更正をすべき理由がない旨の通知処分・棄却・平成27年3月10日裁決名裁(諸)平26-26)

[裁決の要旨]

請求人は、請求人の夫(A)が保険会社との間で締結した個人年金保険契約に基づいて支払われた保険料 (本件保険料)のうち、送金の方法により支払われた保険料は請求人が支払ったものであり、A名義の口座 から口座振替の方法により支払われた保険料は請求人が夫婦間の生活費の大半を負担することで当該保険 料相当額を清算したものであるから、本件保険料の実質的な負担者は請求人である旨主張する。

しかしながら、相続税法第6条第1項にいう保険料の負担者とは、実質的に保険料を負担した者をいうと解されるが、保険契約者には保険料を支払う義務があり、実際上も保険契約者が保険料を負担するのが通常であることからすれば、特に反証のない限り、保険契約者が保険料の実質的な負担者であると事実上推定されるというべきである。

当該個人年金保険契約の保険契約者はAであるから、特に反証のない限り、本件保険料の実質的な負担者はAであると事実上推定される。

これに対し、請求人は、本件保険料の実質的な負担者は請求人である旨主張するが、請求人及びAの各答述は、具体性を欠くことや、Aの平成21年分ないし平成24年分の所得税の各確定申告書には、本件保険料を支払ったことに基づく生命保険料控除をする旨が記載されていたことからすると、各答述を直ちに信用することはできず、また、認定事実からも請求人が保険料を支払ったと認めることはできず、他にAが当該保険料の実質的な負担者であるという上記推定を覆すに足りる証拠はない。

以上のとおり、本件保険料の実質的な負担者がAであるとの推定を覆すに足りる反証がされたとはいえないから、本件保険料の負担者は夫と認められる。したがって、請求人の主張にはいずれも理由がない。

- ・平成5年2月4日、請求人の夫(A)は保険契約者をA、被保険者および年金受取人を妻(請求人)とする個人年金保険契約を締結した。
- ・保険料のうち、平成5年2月から平成6年1月までの保険料は、一括送金によりAが支払った。
- ・保険料のうち、平成6年2月から平成18年2月までの保険料は、この契約がAの勤務先の団体扱いとなっていたことから、同会に対する互助経費としてAの普通預金口座から振替により支払われた。
- ・保険料のうち、平成 18 年 3 月から平成 24 年 1 月までの保険料は、A 名義の普通預金口座から支払われた。
- ・妻(請求人)は、平成24年2月4日、年金支払会日の到来により年金受給権を取得した。
- ・平成24年3月15日付で「生命保険金の受取人別支払調書」が提出された。
- ・平成 25 年 8 月 16 日付で平成 24 年分の贈与税の申告の要否について調査を行う旨及び来署を依頼する旨を 記載した「贈与税の申告について」と題する書面が送付。
- ・平成25年12月9日付で、税務調査担当職員から請求人とAの預貯金に対する取引履歴等を照会。
- ・平成25年12月26日に、請求人が贈与税の申告書を提出。
- ・平成26年1月17日付で、無申告加算税の賦課決定処分。
- ・平成26年2月27日付で、課税価格および税額について更正処分および無申告加算税の賦課決定処分。

【裁判例】税制適格個人年金と贈与税

●個人年金保険料控除の要件

- ①年金受取人が保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ②年金受取人が被保険者と同一人であること
- ③保険料払込期間が10年以上であること
- ④年金の種類が確定年金であるときは、年金支払開始日における被保険者の年齢が 60 歳以上で、かつ、年金支払期間が 10 年以上であること
- ⑤税制適格特約が付加されていること

契約者は、被保険者および保険会社の同意があれば、契約者を配偶者に変更できるが、配偶者以外に変更した場合には、個人年金保険料控除は受けられない。年金受取人を変更することはできない。

【契約形態 1 】契約者=夫、被保険者・年金受取人=妻

【契約形態2】契約者・被保険者・年金受取人=妻

年金支払開始時の課税についての説明義務

最高裁第一小法廷 平成 28 年 1 月 14 日決定 (平 27 (オ) 第 1676 号) 棄却・不受理

控訴審: 大阪高裁 平成 27 年 7 月 29 日判決 (平 27 (ネ) 第 1061 号)

原 審: 大阪地裁 平成 27 年 2 月 19 日判決 (平 25 (ワ) 第 9596 号)

平成5年12月1日契約

契約者·死亡給付金受取人=夫、被保険者·年金受取人=妻 税制適格特約付加

保険料月額2万円(払込総額456万円)

- 平成24年12月1日年金支払開始
 年金年額75万8,400円、10年確定年金(年金受取総額758万4,000円)
 第1回年金受取額72万8,823円(=75万8,400円-源泉徴収税額2万9,577円
- 平成 25 年 2 月

税務署より年金受給権に係る贈与税額 90 万 1,300 円を納付するよう指導あり

- ・同年3月4日 贈与税額90万1,300円を納付し、源泉徴収税額2万9,577円の還付を受ける
- ※平成24年12月3日頃

「平成24年分生命保険金・共済金の受取人別支払調書」を契約者等に交付

保険税務の特徴を活用すると(みなし贈与) --時払終身保険の活用-

1. 生命保険金の非課税金額を確実に使う

預金等にはない、生命保険にのみ認められた特典 500万円×法定相続人の数

2. 贈与を確実に実行するために

例えば…

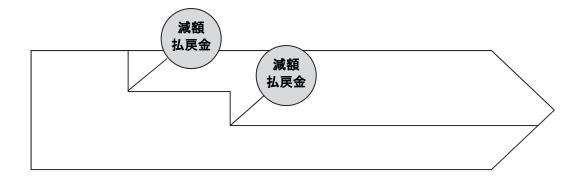
- 契約者(保険料負担者)を祖父、被保険者を子や孫、祖父とする終身保険を契約
- 途中で、契約者を子や孫に変更すると…

保険料負担者=祖父、契約者=子や孫、被保険者=子、孫、祖父

契約者を変更しても課税関係はない

● 契約者である子や孫が解約(減額)すると…

解約返戻金額が保険料負担者である祖父から契約者である子や孫へのみなし贈与となる



- 必要な時に資金を受け取ることができる
- 保険料負担者である祖父が認知症にかかっても

減額により必要な資金を減額により受け取ることができる(みなし贈与だから)

保険料負担者である祖父が亡くなると…《契約者=孫、被保険者=子(≠祖父)の場合》

契約者である孫が、生命保険契約に関する権利を遺贈により取得したものとみなして 生命保険契約に関する権利が祖父の相続税の課税対象に(2割加算)

(その時点の解約返戻金相当額で評価)

これ以後は、この生命保険契約の保険料負担者は孫であるものとして取り扱う。 つまり、

- ▶ 子の死亡により孫が死亡保険金を取得した場合は、孫の一時所得となる。
- ▶ 祖父が負担した保険料(残額)は、収入を得るために支出した金額として控除できる。
- ※孫が解約返戻金を受け取った場合も同様。

●契約形態による活用のポイント

保険料負 担者	契約者	被保険者	死亡保険 金受取人
祖父	孫	孫	祖父
		祖父	父、孫
		父	祖父
	父	孫	祖父
		祖父	父、孫
		父	祖父

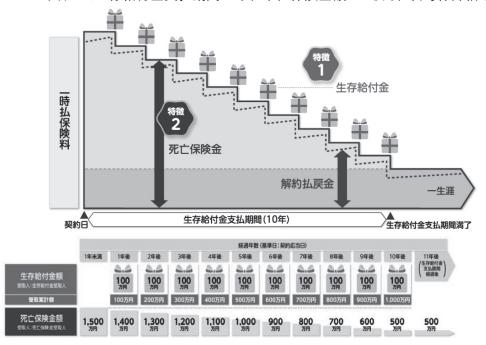


■生存給付金付終身保険を使ったみなし贈与

●平成27年10月26日から太陽生命が三菱東京UFJ銀行で

「My贈与Best」(無配当生存給付金付特別終身保険)の販売を開始。

仕組み (イメージ図) <生存給付金支払期間10年、単位保険金額100万円、終身保障倍率5倍の例>



■保険料負担者(保険契約者)以外の者が受け取る生存給付金の課税上の取扱いについて 事前照会に対する文書回答(平成27年5月28日・東京国税局審理課長)により確認

《生前贈与(暦年贈与)》

- 1. 毎年、お客様が指定する生存給付金受取人に「生存給付金」を支払う。
 - ・生存給付金支払期間中に被保険者が生存している場合、指定する生存給付金受取人へ支払う。
- 2. 暦年贈与に関する一部書類について、お客様による作成が不要。
 - ・贈与取引の記録を残すための「贈与契約書」の作成が不要。
 - ・贈与を受ける方の預金口座に太陽生命が振り込み、「お支払通知」 (贈与の記録) を太陽生命 が発行する。
 - ・生命保険の仕組みを活用することから定期贈与には該当しない。
- ●平成28年8月29日から三井住友海上プライマリー生命が三井住友銀行で、 『幸せの贈りもの』(通貨選択型特別終身保険)の販売を開始
- ●平成29年2月1日からマスミューチュアル生命が大和証券で、 『未来のバトン』(積立利率金利連動型生存給付金付終身保険(通貨指定型))の販売を開始
- ●平成 29 年 10 月から日本生命が全国の銀行等、提携金融機関で、 『夢のプレゼント』(ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建))の販売を開始
- ●平成30年9月1日から

第一フロンティア生命が生存給付金付養老保険(通貨指定型)『プレミアストーリー2』を発売

●その他、明治安田生命やJA共済でも同様の商品が販売されている。